

就職奨励金に関するQ & A

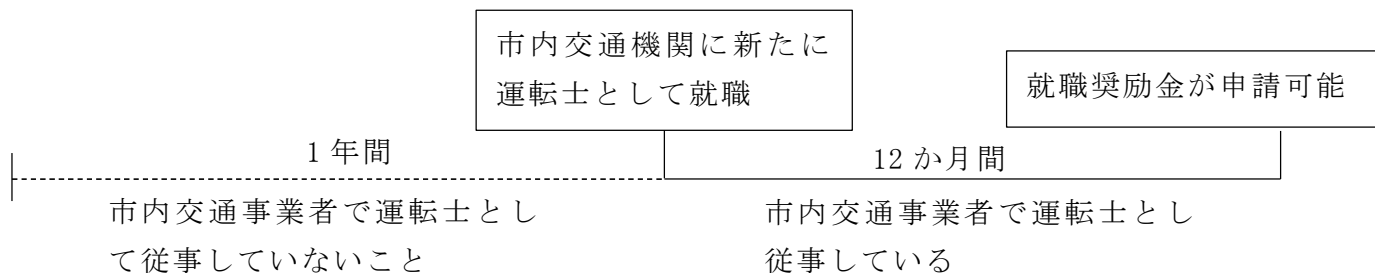
令和6年5月版

1. 対象者について

Q どういった人が対象になるか。

A 以下のすべてに該当する人が対象になります。

- ・ 市内に本社または営業所を置くバス事業者、タクシー事業者、地方鉄道事業者又は離島航路事業者に新たに運転士（一等航海士含む）として就職した人
- ・ 新たに就職した日から遡って1年以内に市内交通事業者で運転士として従事していない人
- ・ 新たに就職した日からの従事期間が12か月経過した人
- ・ 70歳未満の人



Q 岩国市に住所がなくても対象になるか。

A 対象になります。

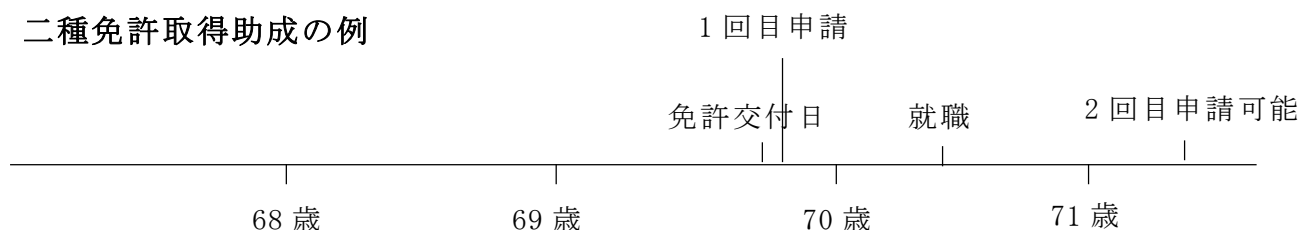
Q バス事業者に運転士として就職した際68歳だった。1年間運転士として従事し、奨励金の申請をした、さらに1年間運転士として従事したが、2回目の奨励金を申請することはできるか。

A 申請はできません。申請時に70歳を超えている場合は申請できません。なお、二種免許取得助成については、免許の交付日が70歳の誕生日前であれば、70歳以降でも申請可能です。

就職奨励金の例



二種免許取得助成の例



Q 大型第二種免許と普通第二種免許を同時期に取得した場合、両方の免許の経費が助成

Q 市内のバス事業者で運転士として令和6年4月30日まで従事していた、令和6年5月1日から市内のタクシー事業者に運転士として転職したが対象となるか。

A 対象となりません。新たに運転士として就職した日から遡って1年以内に市内の交通事業者で運転士として従事していた場合は対象となりません。

Q 市外のバス事業者で運転士として令和6年4月30日まで従事していた、令和6年5月1日から市内のタクシー事業者に運転士として転職したが対象となるか。

A 対象となります。新たに運転士として就職する日から遡って1年以内に市内の交通事業者で運転士として従事していないため対象となります。

Q 市内のバス事業者で事務員として令和6年4月30日まで従事していた、令和6年5月1日から市内のタクシー事業者に運転士として転職したが対象となるか。

A 対象になります。新たに運転士として就職する日から遡って1年以内に運転士として従事していないため、対象となります。

Q 市内のバス事業者で事務員として令和6年4月30日まで従事していた、令和6年5月1日から同じバス事業者で運転士として働くことになったが対象となるか。

A 対象となります。新たに運転士として就職する日から遡って1年以内に運転士として従事していないため、対象となります。

2. 従事期間について

Q 従事期間とは実際に勤務した日数のことをいうか。

A 従事期間は交通事業者に雇用されている期間をいいます。1か月の勤務日数が10日でも、交通事業者に20日間以上雇用されていれば、従事期間1か月と算定します。

Q 令和6年4月16日に市内のバス事業者に運転士として就職し、就職後は継続して運転士として従事している。従事期間が12か月経過後に奨励金が申請できるとなっているが、いつ申請したらよいか。

A 翌年の5月1日から申請することが可能です。当制度では従事期間を算定するにあたり、ひと月に20日以上運転士として従事しない月は、1か月と算定しないため、就職した月の4月は算定されません。よって5月からが当制度での従事期間となります。

4 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

4月は15日しか従事していないため、1か月に算定しない。

5 月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5月は31日運転士として従事しているため、1か月に算定する。

Q 令和6年4月1日に市内バス事業者へ運転士として就職し、約6か月後（10月10日）にバス運転士をやめた。3日後（10月13日）に再度、市内バス事業者へ運転士として就職した。その後継続して運転士として従事していれば申請は可能か。また、申請できる場合、いつ申請できるか。

A 申請可能です。転職した場合でも、30日以上連続して運転士として従事していない期間がなければ従事期間を引き継ぐことが可能です。この例では、10月は20日以上運転士として従事していることになるため、10月も1か月として算定します。奨励金の申請は令和7年4月1日から申請できます。

10 月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

10月は29日運転士として従事しているため、1か月に算定する。

11 月

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

11月は30日運転士として従事しているため、1か月に算定する。

Q 市内のバス事業者へ運転士として就職して1年7か月目に運転士をやめた。3か月後に再度市内のバス事業者へ運転士として就職した。新しい職場で12か月従事するこ

とで申請することは可能か。

A 申請はできません。30 日以上連続して運転士として従事していない期間が発生した場合は、その後の奨励金の申請資格は喪失します。

Q 市内のバス事業者に運転士として就職して 1 年 7 か月目に病気によって休職した。5 か月後に再度市内のバス事業者に運転士として復職したが、今後奨励金を申請することはできないか。

A 診断書などで休職期間を証明することができれば申請することができます。また、従事期間の日数も引き継ぐことができます。ただし、休職期間中は従事期間に含めません。なお、休職期間として認められるのは 1 年間を限度とします。

3. 正規運転士、パート・アルバイト運転士の考え方について

Q 市内タクシー事業者に運転士として就職した 5 月 1 日からはパート運転士として従事していたが、3 か月後に正規運転士となった。その後 9 か月正規運転士として従事した場合、奨励金の額はいくらになるか。

A 105,000 円になります。計算方法は、パート運転士の 5 月～7 月は、5,000 円×3 か月で 15,000 円。正規運転士となった 8 月～4 月は 10,000 円×9 か月で 90,000 円。合わせて 105,000 円になります。

Q 1 月は正規運転士として従事していたが、2 月 5 日からパートの運転士となった、2 月はパート運転士として算定されるか。

A 2 月も正規運転士として算定します。月のうち 1 日以上正規運転士として従事した場合は、その月は正規運転士として算定します。